

# 第1回 保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定委員会 議事録

日時：平成17年7月20日(水) 10時00分～12時00分

場所：保土ヶ谷区役所2階202会議室

出席者：(委員)

今井委員長、井上委員、海老沼委員、中村委員

(事務局)

青木事務局長、丸山、小山

傍聴者：無

## 次第

### 1 事務局あいさつ

### 2 委員紹介および定足数の確認

#### 【出席委員】

井上正昭委員、今井好雄委員、海老沼芳夫委員、中村康子委員

#### 【欠席委員】

齊藤勝敏委員

#### 【定足数の確認】

合計5名のうち4名が出席

横浜市保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定委員会要綱第6条第2項の規定を充足しており本委員会は成立

※ 横浜市保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定委員会要綱第6条第2項  
「委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。」

### 3 議事

#### (1) 委員長選出

横浜市保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定委員会要綱第5条第2項の規定に基づき、今井好雄委員が委員長に選出された。

※ 横浜市保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定委員会要綱第5条第2項  
「委員会は、委員の互選により決定する。」

#### (2) 指定管理者制度について

(事務局説明)

ア 指定管理者制度の概要、対象施設、募集スケジュール

指定管理者制度について、以下の事項の説明を行った。

- ・ 指定管理者制度の概要

- ・ 根拠法令 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）
- ・ 管理受託者制度と指定管理者制度の相違
- ・ 指定管理者募集対象施設
- ・ 指定管理者募集から選定にいたるスケジュール

#### イ 選定委員の役割

横浜市保土ヶ谷区老人福祉センター指定管理者選定委員会運営要綱に基づき、選定委員の業務、選定委員の責務についての説明を行った。

#### ウ 区政運営方針

指定管理者選定にかかる評価項目の中に、「区の特徴・区政運営方針等について理解し、老人福祉センターの運営に反映させた提案がされているか。」という項目があるため、平成17年度保土ヶ谷区区政運営方針の内容の説明を行った。

- ・ 5本の柱
  - ① 防犯体制の向上と災害対策の充実
  - ② 子育て・青少年健全育成への支援
  - ③ 環境行動への支援
  - ④ 支えあいの仕組みづくり
  - ⑤ 安全で快適な街空間の整備と管理

（質疑応答）

#### 【対象施設の概要について】

中村委員：老人福祉センターには、特A型、A型といった分類があるが、狩場緑風荘については何型なのか。

事務局：特A型に該当する。

中村委員：診察室等があるのか。

事務局：そのとおり。健康相談、栄養相談等の事業も行っている。

横浜市内の他区の老人福祉センターはすべてA型だが、保土ヶ谷区の狩場緑風荘だけが特A型ということになる。

中村委員：健康相談を行っているということは、医師が実際に施設に来て行うのか。

事務局：そのとおり。月2回、横浜市医師会から派遣された医師が来所している。

#### 【現行の管理体制について】

海老沼委員：現在は、保土ヶ谷区が管理運営を行っているのか。

事務局：財団法人老人クラブ連合会（以下、「市老連」という。）が行っている。

海老沼委員：指定管理者が管理運営を行うことによって、現在よりも効率が上がるのか。

事務局：応募団体への面接審査の際に、効率的な運営が可能かも審査して指定管理者を選定することとなるため、そのようになると考えている。

海老沼委員：現在、市老連について、管理上の問題点はあるのか。

事務局：苦情等、利用上の問題点は特にない。

#### 【運営経費について】

海老沼委員：収支はどのようになっているのか。

事務局：年間約7千万円の委託料を保土ヶ谷区から市老連へ支払っている。その中から、人件費、

事務費、事業費、管理費を賄ってもらっている。利用料金は徴収していないため、収益をあげるといふことは想定していない。

海老沼委員：その委託料を削減するという目的はあるのか。

事務局：管理運営上可能な範囲で当然考えている。委託料の削減も指定管理者制度導入の目的のひとつ。保守管理業務、清掃業務等の費用を安くできるという団体があれば、その分は費用を削減できるのではと考えている。

#### 【指定管理者制度の効果について】

海老沼委員：指定管理者制度への移行については、狩場緑風荘だけでなく全般的な流れなのか。

事務局：そのとおり。横浜市だけでなく全国的な流れだ。

海老沼委員：実際に効果は出ているのか。

事務局：この制度は平成 15 年 9 月からスタートした制度であるため、経費削減という点では、まだ目立った効果が現れていないのが原状だが、施設で行う自主事業については、新しい事業を行うことによって利用者に喜ばれて評価が上がったという施設もある。

#### 【施設の利用状況について】

海老沼委員：利用者は年間 11 万人ということだが、この数字は多いのか。

事務局：他の区の施設の利用者数を把握していないので比較はできないが、館長に利用状況を聞くと、カラオケ、風呂等の利用は非常に多い。

海老沼委員：施設をフルに利用すると、年間何人くらいが利用できることになるのか。

事務局：施設の定員が 1 日 250 人で年間 340 日稼働しているため、年間 8 万 5 千人が利用できることになる。これは個人利用者の数だ。さきほどお話した 11 万人という数は、個人利用と団体利用を合わせた数だ。

#### 【指定管理者のメリットについて】

中村委員：他の団体が指定管理者となった場合でも、現在の委託料 7 千万円は支払われるのか。

事務局：18 年度の予算との関連もあるが、経費削減も制度導入の目的のひとつであるため、前年と同額ということにはならないと思われる。

中村委員：地域ケアプラザは、横浜市からの委託事業のほかに介護保険事業も行っており、介護保険事業は独立採算であるため、その利益は指定管理者の収入とすることができる。老人福祉センターの場合は利益をあげることができなければ、指定管理者にとってのメリットはないのではないか。慈善事業的な側面が強いのでは。

今井委員長：確かに指定管理者のメリットは考えにくい。

事務局：確かに収入は市からの委託料のみである。応募団体ごとに考えは違うと思うが、指定管理者となることによって、公共施設の運営を担っているということでステータスがつくということが大きいのではないかと考えている。

中村委員：どのような団体が応募してくるのかは非常に興味がある。

事務局：老人福祉センターは横浜市内で 18 施設あるが、市老連、社会福祉協議会、地区センター等の施設の運営を行っている区民利用施設協会といった団体が現在の運営を行っている。現在の運営は指定管理者制度ではないため、民間企業は管理運営を行っていないが、制度導入後は民間企業が増えてくると思われる。

中村委員：また地域ケアプラザの話になるが、介護保険事業については我々の運営により利益が見込めるが、委託事業については利用者の皆様からの評価だけが我々の喜びだ。老人福祉センターの運営は委託事業だけだ。

事務局：現在は限られた特定の外郭団体等に管理運営を委託しているが、いわゆる「お役所仕事」の域を出ていないとの考えが根強くある。同じ7千万円という委託料を支払うにしても、民間業者も含めた管理運営を希望する団体に運営させることによって、従来よりもよいサービスを提供することが可能ではないかとの発想からスタートした制度だ。公の施設の管理運営は役所でなければできないという事業ではないということだ。

#### 【提案額について】

海老沼委員：指定管理者に応募する際に、応募団体から、いくらで引き受けたいといった委託料の提案額の提示はしてもらうのか。

事務局：応募書類に管理運営費提案書という書類があり、その書類に提案額を記入して提出してもらうことになる。

海老沼委員：今まで管理運営を行っていない団体にとっては、提案額の積算は非常に難しいと思うが、施設の概要等は事前に応募団体に示すのか。

事務局：そのとおり、仕様書、概要説明の資料を募集要項と一緒に配布する。

海老沼委員：建物のメンテナンス等も、指定管理者が行うのか。

事務局：そのとおり。年間約100万円の修繕費を委託料の中に含んでいるため、それで賄ってもらうことになる。ただし、屋根の張替といった大規模修繕については当然賄い切れないため、その場合は、区と協議して緊急性が高い工事であれば区から支出することになる。

海老沼委員：この7千万円という委託料の額は応募団体には示さないということによいのか。

事務局：そのとおり。

中村委員：地域ケアプラザも委託料が余った場合は横浜市に返還している。老人福祉センターも同様とのことだが、あらゆる努力をして委託料よりも安い額で運営を行った場合はその努力を認めてもらって、指定管理者の収入としてもよいのではと個人的には考える。

#### 【人件費について】

海老沼委員：施設のスタッフの給料については自由に設定することができるのか。

事務局：そのとおりだが、最低賃金は確保する必要があるので、人件費を削ろうと考えた場合は人数を減らして対応することになると思われる。ただ、サービスの低下を招くことはあってはならないので、応募団体に検討してもらうことになる。

海老沼委員：給料の上限額等はあるのか。

事務局：常勤職員については特にないが、コミュニティスタッフについては指定額を提示しているため、その範囲でやりくりしていただくことになる。

中村委員：スタッフの人員数は決まっているのか。

事務局：特に何人雇用しなければならないということは指定していない。

#### 【備品、設備について】

海老沼委員：備品等の購入については、すべて指定管理者に任せるのか。

事務局：募集要項の仕様書に備品管理簿を載せており、どのような備品が施設にあるのかは公開し

ている。それらの備品を使用していただくことになる。また、保守管理業務についても、エレベーターの有無、自動ドアの有無等を公開しており、どのような保守管理が必要かも応募団体に事前に理解してもらえるよう配慮している。そこまで理解している団体でないと指定管理者として指定することは難しいと考えている。

海老沼委員：それらの資料は委員にもいただけるのか。

事務局：お渡しする。

#### 【審査のポイントについて】

海老沼委員：審査方法について、どのようなところを審査してほしいといったポイントはあるのか。

事務局：このあとご説明する評価項目のとおりだが、応募団体の財務体質等も非常に重要だと考えている。

海老沼委員：財務諸表等は、何期分提出してもらうのか。

事務局：過去3年分を提出してもらうことになる。

#### （審議結果）

上記のように質疑応答を行った結果、議事について了承された。

### （3）情報の公開について

#### （事務局説明）

##### ア 委員名の公開について

応募する際に選定委員の氏名を公開する必要がある旨を説明し、応募団体に配布する募集要項に、選定委員の氏名を記載することを了承していただくようお願いした。

##### イ 議事録等の公開について

指定管理者選定後、公平性、透明性の観点から、選定に至るまでの過程等についての情報（選定委員会の議事録、応募書類等）をホームページ等で公開する旨の説明を行った。

##### ウ 面接審査の公開・非公開について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条および横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条についての説明を行った。また、本日第1回の選定委員会は公開である旨の説明を行い、併せて、会議を公開とする場合は、今後ホームページ等で公開することになる議事録については、どの委員がどのような発言をしたかを明らかにする必要がある旨の説明も行った。

#### ※ 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条

「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。」

（1）、（2） 省略

（3） 「会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合」

#### ※ 横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条

「審議会等の長は、当該審議会等の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。」

(質疑応答)

【一部非公開について】

海老沼委員：今後、面接審査のみを公開とする場合、面接審査後の審議の際、傍聴人はどうするのか。  
事務局：退室していただくことになる。

【議事録について】

今井委員長：公開とすると、今後公開される議事録の中でも、各委員がどのような発言をしたかがすべて公開されることになる。

海老沼委員：非公開とした場合は、議事録について発言者が特定されることはないのか。  
事務局：そのとおり。

【傍聴人について】

井上委員：公開とすると、応募団体が他の応募団体の面接審査を傍聴することが可能となると思われるが、それについてはいかがか。後から面接する団体が、先に面接する団体の面接審査を傍聴することにより質問内容等を学習することが可能となり、公平性が保たれなくなるのではないか。

事務局：その可能性も否定はできない。

今井委員長：面接については、他団体が傍聴することはあまり問題がないと思うが、その後の審議については当然非公開としなければいけないと思う。

中村委員：やはり、面接について他の応募団体が傍聴することはできるというのは公平性の観点から問題があると思う。

【審議内容について】

井上委員：公開にすると、委員が言いたいことが言えなくなるということはないか。面接審査は非常に公開がしづらいと思われる。

海老沼委員：企業のプライバシー（企業秘密）に触れることにもなる。また、どの委員がどのような発言をしたかということまで分かってしまうので、突っ込んだ質問ができなくなる可能性もある。そうすると公正な審査ができなくなる怖れがある。

(審議結果)

上記のように質疑応答を行った結果、第2回選定委員会については、全部を非公開とすることを決定した。

(4) 募集要項、評価基準項目について

(事務局説明)

ア 募集要項について

募集要項（案）の内容、応募書類、添付資料の説明を行った。

イ 評価基準項目について

評価基準項目（案）の内容、評価項目の配点の説明を行った。

(質疑応答)

【公募説明会について】

海老沼委員：公募説明会については、我々委員が参加することはできるのか。

事務局：誰でも参加することができる。

【採点方法について】

海老沼委員：評点表について、書類審査得点欄と最終得点欄があるが、書類審査得点と最終得点の関係はどのようになっているのか。

事務局：まず、応募書類の内容をみていただいた時点の評価を、書類審査得点欄に記入していただく。その後、応募団体によるプレゼンテーションおよび質疑応答を聞いた結果を踏まえて必要に応じて得点の増減を行い最終得点を決定し、その得点を最終得点欄に記入していただくことになる。

例えば、書類審査のみの結果は15点だったが、プレゼンテーションおよび質疑応答の結果が良かった場合は最終得点を20点にする、またはプレゼンが悪かった場合は10点にする、プレゼンを聞いても評価が変わらなかった場合は15点のまま、といった感じになる。

【安定性について】

海老沼委員：5年間センターの管理運営をお任せすることになるので、やはり安定した運営をしていただけの団体が第一だ。

事務局：経費縮減については、評価項目中に管理経費の縮減が図られているかを審査するための項目を設けている。なお、財務評価については、別途経済局に依頼することになる。

【効率性について】

海老沼委員：指定管理者の選定方法は入札ではないため、経費を最も安く設定した団体が選ばれるとは限らない。どのような運営をしてもらえるのかがポイントだ。安かろう悪かろうでは困る。その辺りも議論する必要があると思う。

事務局：そのとおり。経費のみで判断することはできない。

(審議結果)

上記のように質疑応答を行った結果、議事について了承された。

#### 4 その他決定事項

(1) 今後のスケジュールの決定

第2回選定委員会 平成17年9月22日(木) (応募団体の審査)

(2) 確認事項

募集要項の案をとった決定版を委員に配布。